

産業廃棄物処分業許可証

住 所 滋賀県湖南市高松町1番2

氏 名 株式会社MTK
代表取締役 三峰教代

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造

許可の年 月 日 令和 2 年 6 月 18 日

許可の有効年月日 令和 7 年 5 月 26 日

1. 事業の範囲

処分業（中間処理）

事業の区分：中間処理〔発酵〕
産業廃棄物の種類
木くず／動植物性残さ

（以上 2項目）

事業の区分：中間処理〔破碎〕
産業廃棄物の種類

廃プラスチック類／紙くず／木くず／繊維くず／ゴムくず／金属くず／ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず／工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
（以上 8項目）

2. 事業の用に供するすべての施設

「別紙のとおり」

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 27 年 5 月 27 日	新規許可
平成 28 年 11 月 9 日	氏名の変更
平成 30 年 7 月 25 日	氏名の変更
令和 2 年 5 月 27 日	更新許可
令和 4 年 12 月 26 日	処理施設の追加

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

発酵施設

設置場所 : 滋賀県湖南市高松町1番2
設置年月日 : 平成25年2月13日
処理能力 : 木くず0.2t/日、動植物性残さ0.2t/日

発酵施設

設置場所 : 滋賀県湖南市高松町1番2
設置年月日 : 平成25年2月13日
処理能力 : 木くず4.5t/日、動植物性残さ4.5t/日

発酵施設

設置場所 : 滋賀県湖南市高松町1番2
設置年月日 : 平成25年5月20日
処理能力 : 木くず4.5t/日、動植物性残さ4.5t/日

破碎施設

設置場所 : 滋賀県湖南市高松町1番2
設置年月日 : 平成25年5月10日
処理能力 : 廃プラスチック類3.5t/日、紙くず3.5t/日、木くず1.6t/日、繊維くず3.4t/日、ゴムくず2.6t/日、金属くず3.4t/日、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）および陶磁器くず3.0t/日、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物3.6t/日

破碎施設

設置場所 : 滋賀県湖南市高松町1番2
設置年月日 : 平成25年5月10日
処理能力 : 廃プラスチック類3.936t/日

破碎施設

設置場所 : 滋賀県湖南市高松町1番2
設置年月日 : 令和4年11月18日
処理能力 : 廃プラスチック類77.4t/日、紙くず66.3t/日、木くず122t/日、繊維くず26.52t/日、ゴムくず115t/日、金属くず250t/日、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず221t/日、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物327t/日

許可年月日 : 令和4年11月14日

許可番号 : 第40052号

滋賀県
湖南市
令和4年11月18日